

訪問看護ステーション

重要事項説明書（医療）

令和7年9月更新

1. 事業所の概要

(事業所名) なのはな訪問看護ステーション
(所在地) 加古川市野口町北野 1238 番地の 11
(提供可能サービス) 訪問看護
及び事業所番号 事業所番号 第 3960190431 号
(管理者および連絡先) 林 幸代
電話 : 079-451-6637
(サービス提供地域) 加古川市・高砂市・加古郡・明石市二見町付近の区分とする
※上記以外の方でもご希望の方はご相談ください

2. 事業所の職員体制

管理者 保健師又は看護師 1 名
看護師 2 名
准看護師 1 名

3. 営業日

月曜日～日曜日
9:00～18:00

4. サービスの方法

当訪問看護事業所の担当看護師が訪問看護計画書に基づいてサービスを提供します。

5. 支払方法及び支払日

月末に訪問回数や加算状況に応じて計算し、毎月末日に集金もしくは振込をさせて頂いております。（銀行引き落としのご希望の方は一度ご相談下さい）

6. 訪問看護サービスの内容

・身体状況や病状の観察と療養指導・栄養、清潔、排泄などの日常生活の援助・機能訓練などのリハビリテーション・認知症の方の看護とご家族への相談・支援・小児の訪問看護とご家族への相談・支援
・ターミナルケア・介護相談・指導、精神的支援などご家族への支援・福祉用具や住宅改修のアドバイス・医療処置や医療機器の管理、点滴などの輸液管理（主治医の指示がある場合）

7. 訪問看護の内容

1) 訪問回数は1日1回、週3回までのご利用が可能です。

1回の訪問時間は30分～90分の間となります。

(ご病気や状態により、複数の訪問看護ステーションの利用や1日複数回の訪問、特別指示書だと最大14日間、1ヶ月単位だと最大28日間訪問が可能な場合もあります。)

2) 訪問場所はご自宅への訪問看護になります。病院・関連機関の訪問看護は原則実施していません。

3) 訪問地域以外に居住の方の退院調整や、退院後の状態や生活が安定する期間、地域の訪問看護ステーションと連携して訪問させていただきます。

4) ご家族の急病や、御兄弟の学校行事など緊急時や長時間訪問が必要な場合の対応は訪問状況により対応させていただきます。希望に添えない場合もあることをご了承ください。

5) その他、訪問車両での送迎は実施していません。

8. サービス利用料及び利用者負担

別紙記載しておりますので、ご参照ください。

9. ご利用にあたってのお願い

・保険証や医療受給者証等を確認させていただきます。これらの書類について内容に変更の生じた場合は、必ずお知らせください。

・やむを得ず訪問予定の変更を希望される場合は、必ず前日までにご連絡をお願いいたします。

10. 運営の方針

当訪問看護事業所は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるように支援を行います。

11. 相談窓口・苦情対応

サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

当事業所の窓口 なのはな苦情処理センター 担当 江口 龍之介

・電話番号 079-451-6637

・相談対応 なのはな訪問看護ステーション

・対応時間 9:00～18:00

1.2. 事故発生時の対応

- 1) 当訪問看護事業所のサービス提供により、利用者の生命、身体、財産に損害を与えるような事故が発生した場合、市町村・ご家族・主治医及び関連する居宅介護支援事業所に報告するとともに適切な処置を講じます。
- 2) 上記事故により賠償の必要が生じた場合には、損害賠償をいたします。
- 3) 万一事故が生じた場合には、その原因を解明し再発防止のための対策を講じます。

1.3. 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止および身体拘束の廃止・適正化に関する責任者を選定しています。

責任者	林 幸代
-----	------

- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
- (3) 苦情解決体制を整備しています。
- (4) 従業者に対する虐待防止・身体拘束の適正化を啓発・普及するための研修を実施しています。
- (5) 介護相談員を受入れます。
- (6) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。
- (7) 高齢者虐待防止措置を取り組んでおります。
- (8) 身体拘束等の廃止・適正化に向けた取り組みを行っております。
- (9) 身体拘束をやむを得ない場合は、同意書を記載し、実施した内容、目的、理由、拘束時間、時間帯、期間などを具体的に看護記録として記載します。

1.4. 業務継続計画（BCP）の策定等

感染症の発生及び蔓延防止の取り組み、また非常災害の発生時においては、訪問看護が継続的に提供できる体制を構築するために、必要な措置を講じます。

- (1) 事業所の備品の衛生的管理を行います。
- (2) 感染対策・業務継続に関する指針を整備しています。
- (3) 定期的な研修及び訓練を実施しています。
- (4) 感染症対策・業務継続に関する定期的な会議を行っています。
- (5) 個人の健康管理に注意しています。

1.5. 秘密の保持と個人情報の保護について

① 利用者及びその家族に関する秘密の保持について	<p>① 事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」及び「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取扱いに努めるものとします。</p> <p>② 事業者及び事業者の使用者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。</p> <p>③ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。</p> <p>④ 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。</p>
② 個人情報の保護について	<p>① 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。</p> <p>② 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。</p> <p>③ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。）</p>

1.6. 緊急時等の対応

指定訪問看護【指定介護予防訪問看護】の提供を行っているときに利用者に病状の急変等が生じた場合には、必要に応じて臨機応変の手当てを行うとともに、速やかに主治医に連絡を行い、指示を求める等の必要な対応をします。

【 説明確認欄 】

令和 年 月 日

訪問看護利用の契約にあたり、上記により重要事項を説明いたしました。

(事業所所在地) 加古川市野口町北野 1238 番地の 11

(事業所名) なのはな訪問看護ステーション

(管理者) 林 幸代 印

訪問看護の利用の契約にあたり、上記により重要事項の説明を受けました。

(利用者)

住所

氏名 印

(代理人)

住所

氏名 印

個人情報使用同意書

私（及び私の家族）の個人情報については、下記に記載するところにより必要最小限の範囲内で使用されることに同意します。

記

1.

使用する目的事業者が介護保険法等関連法に従い、私のための居宅サービス計画に沿って、指定訪問看護サービス等を円滑に提供するために実施されるサービス担当者会議、介護支援専門員と事業者との連絡先調整、主治医との連携等において必要な場合。

2.

条件個人情報の提供は必要最小限とし、提供にあたっては関係者以外の者に漏れることのないよう細心の注意を払うこと。

令和　　年　　月　　日

株式会社なのはな
なのはな訪問看護ステーション 様

（利用者）

住所

氏名

印

（利用者家族）

住所

氏名

印